

【傍聴】 咳などの風邪症状や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。また、マスクの着用や手洗いなどにご協力をお願いします。

審議会など

■文化財保護審議会

時 11月10日(火)午前10時
場 田無第二庁舎 3階
内・定 西東京市の文化財保護・5人
▶社会教育課 田 042-420-2832

■使用料等審議会

時 11月12日(水)午後2時
場 田無庁舎 3階
内・定 使用料・手数料等の適正化について・5人
▶企画政策課 田 042-460-9800

■廃棄物減量等推進審議会

時 11月16日(月)午後2時
場 エコプラザ西東京

内・定 市の廃棄物行政・5人
▶ごみ減量推進課 田 042-438-4043

■緑化審議会

時 11月18日(水)午前10時
場 エコプラザ西東京
内・定 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用など・5人
▶みどり公園課 田 042-438-4045

■建築審査会

時 11月19日(木)午後2時
場 保谷東分庁舎
内・定 建築基準法に基づく同意・5人
▶建築指導課 保 042-438-4026

児童扶養手当受給者へ配布したカタログの対象者が広がります！

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭の生活を支援するため、東京都が食料品などの生活必需品を提供する事業を行っています。今回、この事業の対象者が以下のとおり広がることになりました。

変更前対象者	①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方 ②令和2年7月末までに新たに児童扶養手当を受給することとなった方
変更後追加対象者	①令和2年8月～令和3年3月の間に新たに児童扶養手当を受給することとなった方(全部支給停止を除く) ②ひとり親世帯臨時特別給付金の支給が決定した方(既に対象者となっている方を除く)

- 内 新たに対象となる方へ10月末以降、随時カタログおよび申込用書類を送付します。
- 申 同封の申込用はがき、または申込用のWebサイトからご自身でご注文してください。詳細はカタログをご覧ください。
- ▶子育て支援課 田 042-460-9840

年末保育の実施

年末に保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、市内公立保育園で保育を実施します。

時 12月29日(火)午前7時30分～午後6時30分
※午前10時までに登園。午後6時30分までの保育は行いません。

□実施場所 すみよし保育園・向台保育園(予定)

□保育要件 保護者の就労により家庭保育が困難と認められたとき

対・定 在住で満1歳～就学前の子ども・各園30人(申込多数は抽選および調整あり)

料 ●半日利用(午後1時～)…1,500円
●1日利用(午後1時を超えた場合)…3,000円(おやつ代を含む)

※昼食は弁当を持参してください。

申 11月16日(月)～27日(金)に下記の提出書類を保育課(田無庁舎第二庁舎2階)または市内公設公営保育園へ持参

- 提出書類 ●年末保育利用申請書 ●勤務証明書(両親分)：12月29日(火)が勤務日であることを事業主が証明したもの ●児童連絡票 ●食事アンケート ●食物アレルギー生活管理指導票(食物アレルギーがあり1日利用でおやつを食べる児童のみ。市内認可保育園在園の方は園から写しをもらってください)

※各書類は保育課および市内公立・私立保育園で配布

□決定通知 12月11日(金)ごろ発送予定

▶保育課 田 042-460-9842

子どもを犯罪から守ろう

学校が再開され、徐々に日常生活が戻りつつあり、子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性も増えてきます。

犯罪者はさまざまな手口や巧妙な話術を使い、子どもたちの気を引こうとします。

次のことを子どもたちと話し合い、確認していきましょう。

- ①知らない人に声を掛けられてもついて行かない。
- ②一人では遊ばない。
- ③外出するときは行き先や帰宅時間を報告する。

④遊びに行くときも防犯ブザーを携帯する。

⑤甘い誘いをしてくる不審者を見かけたら近くの大人に知らせる。

また、小さいお子さんが一人きりになる時間をなくし、自宅周辺の危険な場所を家族で確認するなど、私たち大人が犯罪の起きにくい環境を作ることも大切です。

地域の力で子どもの安全・安心を守りましょう。

▶危機管理課 保 042-438-4010

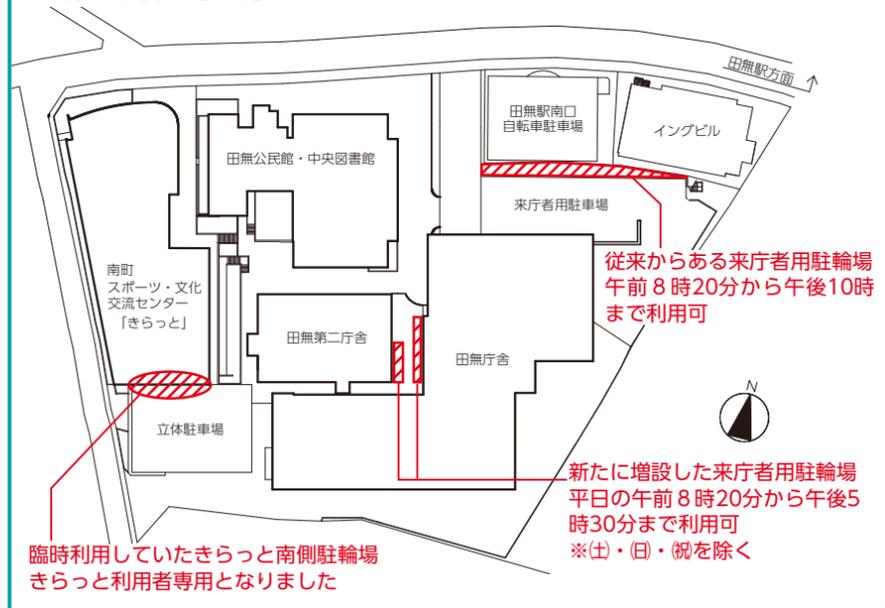
田無庁舎来庁者用駐輪場について

田無庁舎と田無第二庁舎に来庁された方の駐輪場を10月26日から新たに増設しましたので、来庁の際にご利用ください。なお、来庁者用駐輪場は、来庁以外での駐輪はできません。

- 駐輪場の場所 図のとおり
- 駐輪場の利用時間 平日午前8時20分～午後5時30分

□注意事項 従来からある来庁者用駐輪場は、今までどおり午前8時20分から午後10時まで利用できます。また、庁舎整備に伴い臨時的に利用していたきらっと南側臨時駐輪場はきらっと利用者専用駐輪場になります。ご協力をお願いします。

▶総務課 田 042-460-9812



パブリックコメント 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー・市HPでご覧になれます。

事案名 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(案)
▶教育企画課 田 042-420-2822

【公表日】11月1日(日) 【募集期間】8月20日～9月23日 【意見件数】87件(38人)

お寄せいただいた主な意見	検討結果
学校施設適正規模・適正配置の前提として、行財政改革の視点による経済的・効率的な観点から検討するのではなく、教育的な視点を重視し、教育の効果を向上させるための取組とする必要がある。(件数：8件)	本基本方針では、「教育効果の向上を踏まえた取組」を基本的な考え方の一つとしており、子どもの教育環境の改善を中心に据えたものとしています。一方で、老朽化が進む学校施設への計画的な修繕や更新需要に対応していくためには、市の公共施設の再編と連携した取組が必要となっています。これらを踏まえつつ、教育環境の整備や教育の質の充実を図るとともに、地域の皆さんとの連携を含め教育効果を向上させる視点を重視し、検討を進めてまいります。
基本方針(案)では、1学級当たりの人数を現状の規定のとおりとして推計などを行っているが、教育の質の向上や教員の負担軽減、また新型コロナウイルス感染症拡大防止対策などを考慮すると、少人数学級の必要性を方針に盛り込むとともに、取組を進めていく必要がある。(件数：27件)	適正な学校規模の確保に当たっては、「子どもたちが、学校における集団生活の中で社会性を身に付け、豊かな人間関係を築けること」、「今後多様化すると見込まれる教育内容・活動に対応可能な集団規模の確保、さまざまな指導方法や授業展開を可能とするための学校規模を確保すること」が必要であり、そのための定量的な基準として「1学年の学級数」と「1学級の児童・生徒数」を設定しています。国や東京都の動向を注視し、今後、適正規模・適正配置を進めていく際には、ご指摘いただいた視点なども踏まえつつ上記の目的をかなえられるよう、取り組んでまいります。

空き巣被害増加中！

新型コロナウイルス感染拡大を防止するために「新しい生活様式」が定着し始め、外出が増えてきたことに伴い、留守宅を狙った空き巣被害が増えてきています。買い物に行っている間などの短い時間でも犯人は狙っています。被害に遭わないためにも防犯対策をしましょう。

- 窓やドアに補助錠を取り付け、2ロックにする
- 窓ガラスに防犯フィルムを貼り、割られないように強度を上げる
- ドアや窓にセンサーライトや防犯センサーを設置する

●不審な人を見かけたら110番通報する
空き巣対策として「入りにくい家」という印象を持たせることが重要です。できることから防犯対策を行い、地域で協力して被害を未然に防ぎましょう。

田無警察署 田 042-467-0110
▶危機管理課 保 042-438-4010

